

NTT法のあり方についての当社の考え②

2023年11月7日

NTT東西とNTTドコモの合併禁止に係る規律についての考え



- 引き続き、NTT東西は、電気通信事業法等の法令・ルール^{※1}を遵守し、他事業者に対して 公平にネットワークの提供等を行っていく。
- NTT東西は、NTTドコモだけでなく様々な事業者※2との取引を継続・拡大していくことが重要。
- ■したがって、NTT東西とNTTドコモを統合する考えはない。

※1 NTT東西は、電気通信事業法にて第一種指定電気通信事業者に指定(第33条第1項)され、特定の事業者を不当に優先的に取り扱うことは禁じられている(第30条第4項)。 また、接続を行う他事業者への提供条件や料金(接続条件・接続料)についても総務大臣の認可が必要とされている(第33条第2項)。

※2 接続ではNTT東西それぞれ100社以上、卸ではNTT東西それぞれ600社以上。

ユニバーサルサービス義務の確保のあり方についての考え



- ユニバーサルサービス義務は、音声・データ通信を固定・無線・衛星等を用いて、各地域に 最も適した方法で最も適した事業主体が担うべき。
- このため、電気通信事業法で定められているブロードバンドサービスのユニバーサルサービス 義務にNTT法で定められている固定音声サービスも含めて、主要国と同様に電気通信 事業法に統合すべき。
- この場合、以下の条件が整えば、手を挙げる事業者がない地域において、NTT東西 としてラストリゾート責務を担っていく覚悟。

(必要な条件)

- ✓ 必要十分かつ過大でない交付金制度の実現
- ✓ モバイルや衛星等を含めた柔軟かつコストミニマムな提供手段の導入 等
- <u>なお、電気通信事業法で、特定の事業者に対して、あまねく普及責務を課して退出規制を設けることについて、法制的に問題がないことは、元内閣法制局長官・最高裁判事の山本庸幸氏から意見をいただいている。</u>(別紙)

(別紙)総務省 通信政策特別委員会の議論に対するコメント



総務省の通信政策特別委員会の審議内容を見ると、立法論を誤解している議論が展開されている。

例えば、ある委員の意見では、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービスのラストリゾート責務を担う提供主体について「国が指定を行うとなると、事業法で規定することになるが、事業法でNTTを名指しすることは困難」としている。しかしながら、事業法で、一定の要件に該当する事業者に対して法律上の義務を課すということは、ごく一般的に行われている。

そこで、電気通信事業法の中で「全国にあまねく基礎的電気通信役務を提供するために必要な資機材を保有する事業者として政令で定める要件に該当するもの」をユニバーサルサービスを提供しなければならない事業者として指定することとし、その要件の設け方を工夫することにより、NTT東西だけが対象になるという方策も十分に考えられる。

従って、別にNTT法によらなくとも、事業法でユニバーサルサービスの規定を設けることは、十分に可能であるし、 それは事業法によくある通常の規定ぶりである。

付言すれば、「事業法はニュートラル」、あるいは「NTT法は限られた分野の法律」という当該委員の発想は、同意し難い考え方である。法律というものは、特定分野の人に権利を与え義務を課すものであるから、その法目的に合致している範囲内において、なるべく一つの法律で律する方が、国民にとっての一覧性が高まり、かつ規制内容相互の関係性が理解しやすいものになると考えている。

令和5年11月2日 元内閣法制局長官・最高裁判事 山本庸幸

外資規制の規律方法についての考え



- モバイルの顧客情報の管理システムやコアネットワークは、基本的に各モバイル事業者自らが保有・管理しているため、モバイル事業者の情報や設備を守らないと、約2.1億のモバイルユーザへの通信の安定的提供を確保できない。
- 現に、ロシアの産業スパイがソフトバンクのモバイルの設備情報を窃取し、国外に持ち出した 事例がある。
- 経済安全保障の観点からは、NTT法で当社だけを守っても無意味であり、外為法や その他の法令等で、主要通信事業者を対象とすることを検討すべき。
 - ⇒ <u>当社としては、主要通信事業者を対象化することが必要と考えており、その実現方</u>法については、外為法だけでなく、電気通信事業法やその他の法令等を含め、幅広く検討いただくことが重要と考える。

Ę

電話のユニバーサルサービスについて



- NTT東西は、光設備を用いた固定電話(ひかり電話等)は引き続き提供していく考え。
- 一方で、現在、ユニバーサルサービス義務の対象となっているメタル設備を用いた固定電話(加入電話等*1)は利用が減少*2し、メタル設備は縮退せざるを得ないと考えており、電話のユニバーサルサービスのあり方について、議論すべき時期にきていると考えている。
- 電話のユニバーサルサービスの検討にあたっては、国民負担の観点からも、光だけでなく、モバイルや衛星等の様々な手段を含め、コストミニマムな仕組みとすることで、固定電話では不採算となっている地域も含めて、電話のユニバーサルサービスを確保していくことが必要。
- ※1 NTT法で定められる「電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保」の責務の対象については、電気通信事業法において以下のサービスが定められており、NTT東西が提供するひかり電話等はユニバーサルサービスの対象外

電気通信事業法で定めている電話のユニバーサルサービスの対象

- ・ 加入電話:メタル設備を用いて提供する固定電話サービス
- ・ 光回線電話 : メタルを敷設するよりも光の方が効率的である場合に、当該地域限定で加入電話の代替として提供する固定電話サービス
- ・ <u>ワイヤレス固定電話:山間・離島エリア等、メタルの敷設・維持が高コストとなる地域で、加入電話の代替として提供する無線による固定電話サービス</u> (今後提供予定)
- 公衆電話:第一種公衆電話、災害時用公衆電話 等
- ※2 NTT東西の固定電話(加入電話 + ISDN)は、ピーク時の約6,000万回線から、現在は1,350万回線まで減少しており、今後2035年頃には500万回線、 2045年頃には230万回線まで減少する見込み

公社時代の資産の承継について



■ 民営化時に政府に株式を割り当てた時点で、資産は株主である政府に帰属。 (その後、2/3を民間に移転したことに伴い、それに見合った最終的な帰属は民間の株主に移転)

■ 英仏独においても、過去に資産承継をしており、事業法で公平・公正な貸出が規律されている点は同様であるが、特殊法人法は存在しない。

(参考) 主要諸外国の規制状況



主要国においては、特殊法人法を廃止。ユニバーサルサービスは事業法で規定。

※実質的な規制項目は無し

							へ 大負 の あが
		日本(NTT)	米国(AT&T)		英国(BT)	仏国(FT)	独国(DT)
特殊法人法の 有無		有り	なし		有り→廃止※	有り→廃止※	有り→廃止 [※]
					財産承継関係の規定のみ残存	公務員であったことに伴う 年金関係の規定のみ残存	財産承継関係及び公務員であったことに伴う年金関係の規定のみ残存とに伴る事務の規定のみ残存とは、
政府株保有義務 (実保有率:FY23)		有り (1/3以上) (34.3%)	なし (0%)		有り→廃止 (0%)	有り→廃止 (<u>13.4%</u>)	なし (30.5%)
取締役選任認可 外国人役員規制		有り	なし		有り→廃止 取締役選任認可	(15.14 7.0) 有り→廃止 取締役選任認可	(30.5元) 有り→廃止 取締役選任認可 外国人役員規制
研究開発の推進・普及責務		有り	なし		なし	有り→廃止 [研究促進への貢献責務]	なし
サユニバ	規定法令	【固定電話】 NTT法及び事業法 【ブロードバンド】 事業法	事業法		会社法 ↓ 事業法	会社法 ↓ 事業法	会社法 ↓ 事業法
ス 規 サ 制 ル	事業者選定の ラストリゾート	【固定電話】 NTT法(NTTを指定) 【ブロードバンド】 なし	事業法 公募不調時、州が 適切な事業者を指定		事業法 政府が指定し、代替提案を公 募した上で適切な事業者を指定	事業法 公募不調時、政府が 適切な事業者を指定	事業法 公募不調時、政府が 適切な事業者を指定
外資規制	個別投資に対する審査 審査対象になり得る 投資割合:FY22	外為法 (10→1%以上)	外為法 (下限無し)	事業法	外為法 (下限無し)	外為法 (33→25→10%超)	外為法 (25→10%以上)
	投資総量規制	NTT法	規制を免除 ※ソフトバンクのSp	・ ない場合は総量 し、個別審査 print買収においても 取得が認められた	なし	なし	なし